

【資料】 国際海洋法裁判所「気候変動事件」 (第31号事件) 勧告的意見 (2)

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会により付託された勧告的意見
の要請」国際海洋法裁判所勧告的意見

目 次

勧告的意見

- I. 序
- II. 背景となる事実 (以上、本誌57巻1号)
- III. 管轄権及び裁量
- IV. 適用のある法
- V. 国連海洋法条約の解釈、及び海洋法条約と外部規則との関係
- VI. 本件要請書の射程と2つの質問の関係
- VII. 質問 (a) について
 - A. 文言と表現の整理
 - B. 人為的な温室効果ガス排出が海洋法条約における海洋汚染の定義に該当するかどうか
 - C. 海洋法条約第12部と海洋汚染 (以上、本号)
 - D. 海洋法条約194条に基づく、すべての汚染源に適用される義務
 - E. それぞれの汚染源に適用される義務
 - F. その他の義務
- VIII. 質問 (b) について
- IX. 主文

Ⅲ. 管轄権及び裁量

83. ここでは、管轄権と管轄権行使の裁量の問題を取り上げる。まず、当裁判所は、COSIS が要請した勧告的意見を与える管轄権を有するのかどうかを検討し、これが肯定されるとき、当裁判所が本件勧告的意見の要請に回答することをその裁量を行使して拒否すべきとする何らかの理由があるかどうかを検討する。

A. 管轄権

84. 当裁判所が勧告的意見を与える管轄権は、ITLOS 規程21条に基づく。この規定は次のように定める。「裁判所の管轄権は、この条約に従って裁判所に付託されるすべての紛争及びこの条約に従って裁判所に対して行われるすべての申立て並びに裁判所に管轄権を与える他の取決めに特定されているすべての事項に及ぶ。」。

85. 当裁判所は、西アフリカ地域漁業委員会（SRFC）が提出した勧告的意見の要請事件（以下「SRFC 勧告的意見」とする。）において、当裁判所は、その管轄権は次の3つの要素を含む、と述べた。

「(i) 海洋法条約に従って裁判所に付託されるすべての『紛争』、(ii) 海洋法条約に従って裁判所に対して行われるすべての『申立て』、及び、(iii) 裁判所に管轄権を与える他の取決めに特定されているすべての『事項 (matters)』（フランス語では “toutes les fois que cela”）」

（西アフリカ地域漁業委員会事件勧告的意見、2015年4月2日、*ITLOS Reports 2015*, p. 4, at p. 21, para. 54）

86. 当裁判所は、また、「すべての事項」（フランス語では “toutes les fois que cela”）の語には、「裁判所に管轄権を与える他の取決め」に特定されているときは、勧告的意見が含まれなくてはならない、と述べた（西アフリカ地域漁業委員会事件勧告的意見、2015年4月2日、*ITLOS Reports 2015*, p. 4, at p.

21, para. 56)

87. 当裁判所は更に、「裁判所に管轄権を与える他の取決めに特定されているすべての事項」の文言それ自体は裁判所の勧告的管轄権を設けていないことを、明らかにした。ITLOS 規程21条の規定から考えると、裁判所に勧告的管轄権を与えるのは「他の取決め」である。「他の取決め」が裁判所に勧告的管轄権を与えている場合に、裁判所はこの「他の取決め」が特定する「すべての事項」に関して勧告的管轄権を行使する権限が与えられる。ITLOS 規程21条と裁判所に管轄権を与える「その他の取決め」が相互に連携して、裁判所の勧告的管轄権の実質的な法的根拠を構成するのである（西アフリカ地域漁業委員会事件 勧告的意見、2015年4月2日、*ITLOS Reports 2015*, p. 4, at p. 22, para. 58）。

88. COSIS 協定2条2項は、次のように定める。

「温室効果ガスの吸収源と貯留所としての海洋の基本的重要性と小島嶼国に対する気候変動の悪影響との海洋環境の直接の関連性とを考慮して、委員会は、1982年の国連海洋法条約の適用範囲におけるすべての法律問題（legal question）について、国際海洋法裁判所（ITLOS）に対し、ITLOS 規程第21条及び ITLOS 規則第138条の定めるところに従い、勧告的意見を要請する権限が与えられる。」

当裁判所は、COSIS 協定は、COSIS が当裁判所に勧告的意見を要請しうる権限を定めており、これにより ITLOS 規程21条の意味での「裁判所に管轄権を与え」た、と考える。

89. 以上より、ITLOS 規程21条と当裁判所に管轄権を与える COSIS 協定は、本件裁判において当裁判所の勧告的管轄権の実体法的基礎を構成する。

90. 勧告的管轄権の法的基礎に関して SRFC 勧告的意見で示した当裁判所の見解は、海洋法条約のほとんどの締約国が支持している。

91. 本件裁判のほとんどの参加国等は、当裁判所は COSIS が要請した勧告的意見を与える管轄権がある、とする見解を示した。

92. 海洋法条約の効果的な実施を確保するために最近採択された協定である、国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保存及び持続可能な利用に関する国連海

洋法条約に基づく協定（以下「BBNJ 協定」とする。）は、特に、その締約国会議が当裁判所に勧告的意見を要請することができる、と定める。この協定は、2023年6月19日にコンセンサスで採択され、まだ発効していない。

93. ここで、当裁判所が管轄権を行使するために満たすべき前提条件に、目を向ける。ITLOS 規則138条1項と2項は、次のように定める。

「1 裁判所は、条約の目的に関係のある国際協定が法律問題（legal question）に関する裁判所への勧告的意見の要請について明示的に定めている場合には、当該意見を与えることができる。

2 勧告的意見の要請は、前項の定める国際協定によって又は同協定に従って要請することを許可される団体が、裁判所に提出する。」

94. 当裁判所が SRFC 勧告的意見で明らかにしたように、ITLOS 規則138条は、裁判所の勧告的管轄権を設けてはおらず、裁判所が勧告的管轄権を行使するに先立ち満たされなくてはならない前提条件を定めているに過ぎない（西アフリカ地域漁業委員会事件勧告的意見、2015年4月2日、*ITLOS Reports 2015*, p. 4, at p. 22, para. 59を見よ）。

95. その前提条件とは、次の3つである。(a) 海洋法条約の目的に関係がありかつ勧告的意見要請の当裁判所への付託を明示的に定める国際協定が存在すること、(b) この要請が、その国際協定によってあるいはこれに従って要請することを許可される団体により裁判所に提出されること、及び、(c) 裁判所に付託された要請が法律問題に関係するものであること。

96. まず第一の前提条件であるが、COSIS 協定は2021年10月31日に発効した国際協定であり、本件要請書が提出された時点で6ヵ国がその締約国であった。

97. COSIS 協定の前文が定めるように、この協定の基礎となるのは、温室効果ガス排出が海洋環境（海洋生物資源を含む。）に及ぼす悪影響と小島嶼国への破滅的影響とに対処する必要性である。また、COSIS の権限は、COSIS 協定1条3項が定めるように、「気候変動に関する国際法の規則及び原則（海洋環境の保護及び保全に関する国の義務並びにその義務の違反に係る国際違法行為から生じる被害についての国の責任を含むが、これに限らない。）の作成、実

施及び発展を促進し及びこれに貢献すること」、である。

98. 国連海洋法条約の主な目的の1つは海洋環境の保護及び保全であり第12部がこれを扱っていることに鑑みると、COSIS 協定が海洋法条約の目的に関係のある国際協定であることは明らかである。

99. COSIS 協定は、1条1項で、気候変動及び国際法に関する小島嶼国委員会を国際法人格を有する政府間国際組織として設立している。その3条によると、COSIS の構成国は、COSIS 協定の締約国となっている小島嶼国連合（AOSIS）のすべての構成国に開放されている。

100. 改めていうと、COSIS 協定2条2項は、特に、「委員会は、1982年の国連海洋法条約の適用範囲におけるすべての法律問題について、国際海洋法裁判所（ITLOS）に対し、ITLOS 規程第21条及び ITLOS 規則第138条の定めるところに従い、勧告的意見を要請する権限が与えられる。」と定めている。

101. 第二の前提条件によると、勧告的意見の要請は COSIS 協定によってあるいは COSIS 協定に従って要請することを許可される団体により裁判所に提出されなければならないが、COSIS は、2022年8月26日に開催された第3回会合で、全会一致で、COSIS 協定3条5項の規定に従って当裁判所に勧告的意見の要請を付託することを決定した。その後この要請は、COSIS 共同議長らから当裁判所に送付された（前述1項及び3項を見よ）。

102. 第三の前提条件は、勧告的意見の要請は法律問題（legal question）に関係するものでなくてはならない、とするものである。本件裁判で COSIS が提起した質問（questions）²⁰⁾ は、次のものである。

「国連海洋法条約の締約国が有する次の義務（条約第12部に基づく義務を

20) 訳者注：COSIS 協定2条2項は、法律問題（legal question）について ITLOS に勧告的意見を要請すると定める（ITLOS 規則138条1項も同じ）。その「法律問題」は、ITLOS に勧告的意見が要請されることにより、「質問」という形をとることになる。ここでは、原語は同一であるが、ITLOS に勧告的意見が要請されるという手続きを経る前と後とで、訳語を分けた。この訳語について、また、佐古田彰「【資料】国際海洋法裁判所『モーリシャス／モルディブ海洋境界画定事件』（第28号事件）先決的抗弁判決（1）」『西南学院大学法学論集』56巻4号（2024年）163頁脚注13を参照。

含む。）の具体的な内容は何か。

(a) 大気中への人為的な温室効果ガス排出に起因する気候変動（海洋温暖化と海面水位上昇を通じてのものを含む。）及び海洋酸性化がもたらしたまたはもたらすおそれのある有害な結果に関して、海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制する義務

(b) 気候変動の影響（海洋温暖化と海面水位上昇を含む。）及び海洋酸性化に関して、海洋環境を保護し及び保全する義務」

103. 当裁判所は、これらの質問は法の観点から構成されている、と考える。当裁判所には、これらの質問に回答するために、国連海洋法条約と COSIS 協定の関連規定を解釈すること及び国際法の他の関連規則（other relevant rules of international law）を明確にすることが、求められる（西アフリカ地域漁業委員会事件勧告的意見、2015年4月2日、*ITLOS Reports 2015*, p. 4, at pp. 23-24, para. 65を見よ）。

104. したがって、当裁判所は、COSIS が提起した質問は法的な性質を有する、と結論づける。

105. 上述の3つの前提条件とは別に、ITLOS 規程21条は、「裁判所に管轄権を与える他の取決めに特定されているすべての事項」に及ぶ、と規定する。したがって、当裁判所は、COSIS が提起した質問が COSIS 協定の枠組みに該当する事項であるかどうかを判断する必要がある（西アフリカ地域漁業委員会事件勧告的意見、2015年4月2日、*ITLOS Reports 2015*, p. 4, at p. 24, para. 67を見よ）。

106. この点に関してであるが、これらの質問は、必ずしも、COSIS 協定の特定の条文の解釈または適用に限定されていない。もしこれらの質問が、COSIS 協定の目的との間に「充分な関係」を有するのなら、それで足りる（西アフリカ地域漁業委員会事件勧告的意見、2015年4月2日、*ITLOS Reports 2015*, p. 4, at p. 24, para. 68を見よ）。

107. COSIS 協定2条1項は、COSIS の目的は、特に「小島嶼国が、気候変動に関する国際法の規則及び原則の作成、実施及び漸進的發展を促進し及びこ

れに貢献すること (特に海洋環境の保護及び保全) [を支援する]] こと、と定める。

108. 当裁判所は、本件裁判において、COSIS が提起した質問 (前述102項) は COSIS 協定の目的と十分な関係がある、と判断する。これらの質問は、COSIS 協定の枠組みに該当する事項に直接に関連する。

109. 以上の理由で、当裁判所は、COSIS が要請した勧告的意見を与える管轄権を有する、と判断する。

B. 裁量

110. 本件要請を審理する管轄権を有すると判断したので、次に、本件裁判において勧告的意見を与えることを拒否する裁量的権限の問題に、目を向ける。

111. 当裁判所は、SRFC 勧告的意見で、「ITLOS 規則138条は『裁判所は、……勧告的意見……を与えることができる。』と規定していることから、たとえ管轄権の条件が満たされた場合であっても、裁判所は勧告的意見を与えることを拒否する裁量的権限を有すると解釈すべきであろう」、と述べた (西アフリカ地域漁業委員会事件勧告的意見、2015年4月2日、*ITLOS Reports 2015*, p. 4, at p. 25, para. 71を見よ)。当裁判所は、また、「勧告的意見の要請は、『決定的理由 (compelling reason)』がある場合の例外を除き原則として拒否すべきでないということは、十分に確立している」、と述べた (同上勧告的意見を見よ。また、1996年核兵器使用合法性事件 ICJ 勧告的意見、*I.C.J. Reports 1996*, p. 226, at p. 235, para. 14を見よ)。

112. 本件裁判の参加国等の一部は、本件勧告的意見の要請のいずれかの点について COSIS 協定の非加盟国が同意していないことは裁判所が勧告的意見を与えることを拒否する理由となりうる、とする見解を示した。

113. この見解に対して、勧告的意見を要請したのが海洋法条約の締約国の一部であって全締約国でないことは裁判所が勧告的意見を与えることを差し控える理由になりえない、とする主張もあった。つまり、海洋法条約の他の締約

国の同意がないことは、要請する権限を有する団体に対して勧告的意見を与えることを裁判所が拒否する裁量の権限とは関係がない、という。

114. 当裁判所の見解では、勧告的意見が与えられるのは、これを要請した団体に対して、つまり、自身がとるべき行動を明確にするために勧告的意見が必要とする当該団体に対して、である。勧告的意見それ自体は拘束力を持たないし、要請した団体の非加盟国の同意は関係ない（西アフリカ地域漁業委員会事件勧告的意見、2015年4月2日、*ITLOS Reports 2015*, p. 4, at p. 26, para. 76を見よ）。

115. 非常に多くの参加国等が、ITLOS の求めに応じて、書面手続及び口頭手続において当裁判所に本件要請に関連のある情報を提出した。参加国等の大半は、当裁判所が勧告的意見を与えることを支持しており、本件裁判は当裁判所が勧告的意見を与えることを拒否する裁量を行使すべき決定的理由を発生させないとする見解であった。参加国等の一部は、COSIS 加盟国に対する気候変動の脅威の緊急性と海洋法条約締約国の集团的利益に着目して、裁判所が迅速に本件質問に回答すべき決定的な理由があることを強調した。

116. 当裁判所が管轄権行使を拒否できるとする他の理由として、本件要請で提起された質問は本件要請に同意していない第三国の権利義務に密接に関係する可能性がある、ということが挙げられた（西アフリカ地域漁業委員会事件勧告的意見、2015年4月2日、*ITLOS Reports 2015*, p. 4, at pp. 25-26, para. 75を見よ）。当裁判所が承知する限りでは、COSIS 加盟国とその非加盟国との間に、勧告的意見の主題（subject matter）に関する法的紛争であって COSIS の非加盟国の同意を必要とするようなものは、存在しない。

117. 参加国等の一部は、COSIS が本件裁判で求めているのは、自身の行動についての指針ではなく、海洋環境の保護及び保全に関する海洋法条約締約国の義務を明確化することである、とする見方を示した。

118. これに関していうと、当裁判所は、COSIS 加盟国のため本件要請書に記された質問の重要性を承知しており、また、この質問に回答すると、当裁判所が、COSIS の活動の遂行を手助けし及び COSIS の権限の履行（海洋法条

約の実施を含む。）に貢献することになることを、承知している。

119. また、参加国等の一部は、本件要請に含まれている質問は広くて抽象的で一般的な性質であり、また要請が広範な文言で構成されているから、ITLOSはその司法的任務の限界について慎重であるべき、と主張した。他方で、本件要請における質問は十分に明確であって、ITLOSが勧告的意見を与えるに十分な情報と証拠がある、との主張もあった。

120. 当裁判所の見解では、COSISが提起した質問は勧告的意見を与えるに十分に明確かつ具体的である。裁判所の判断を基礎づけるに十分な情報と証拠は、揃っている。また、本件要請は当裁判所の司法的任務と両立すると考える。なぜなら、当裁判所が求められていることは、海洋法条約規定（特に第12部及び国際法の他の関連規則）を解釈し及び適用して海洋法条約締約国の具体的な義務に関する指針を明確にし及び提供することであるからである。当裁判所がSRFC 勧告的意見で明らかにしたように、「当裁判所はまた、司法的任務の範囲外の問題について意見を示すことはない」（西アフリカ地域漁業委員会事件勧告的意見、2015年4月2日、*ITLOS Reports 2015*, p. 4, at p. 25, para. 74 を見よ）。

121. 以上に照らして、当裁判所は、COSISが要請する勧告的意見を与えることは適当である、と考える。

122. 当裁判所は、気候変動が人類の共通の関心事として国際的に認識されていることに、留意する。当裁判所はまた、気候変動が海洋環境に対して有害な影響（deleterious effects）²¹⁾をもたらしていることを、承知している。そしてまた、小島嶼国がこのような有害な影響に最も害を受けやすい国であることに鑑みて、気候変動が小島嶼国に破滅的な帰結を現在もたらしているか今後ともたらし続けるであろうことも、承知している。当裁判所は、このことに留意して、COSISが提起した諸争点を明確にすることとする。

21) 訳者注：“deleterious effects”の訳について、後述注23を見よ。

IV. 適用のある法

123. ここで、本件事件において適用のある法に目を向けよう。ITLOS 規則 138 条 3 項は、勧告的意見に関する裁判所の任務を行使するにあたって、「裁判所は、第 130 条から第 137 条までの規定を準用する。」と定める。これらの規定は、勧告的意見に関する当裁判所の任務を行使する海底紛争裁判部に適用される規則を定めている。

124. ITLOS 規則 130 条 1 項は、次のように定める。

「海底紛争裁判部は、勧告的意見に関する任務の遂行に当たっては、この節の規定を適用し及び、適用可能と認める範囲内で、争訟事件に適用のある規程の規定及びこの規則の規定を指針とする。」

125. 当裁判所は、これに関して ITLOS 規程 23 条に言及しておきたい。この規定は、「裁判所は、すべての紛争及び申立てにつき条約第 293 条の規定によって決定する。」と定める。

126. 海洋法条約 293 条 1 項は、次のように定める。

「この節の規定に基づいて管轄権を有する裁判所は、この条約及びこの条約に反しない国際法の他の規則（other rules of international law）を適用する。」

127. したがって、当裁判所は、本件裁判において適用のある法を構成するのは、海洋法条約、COSIS 協定及び海洋法条約に反しない国際法の他の関連規則（other relevant rules of international law）である、と結論づける。

V. 国連海洋法条約の解釈、及び海洋法条約と外部規則との関係

128. 適用のある法について取り上げたので、ここでは、海洋法条約の解釈の問題と、海洋法条約と国際法の他の関連規則（外部規則（external rules））の関係について、論を進める。COSIS が当裁判所に提起した質問は、海洋法条約の解釈に係る。条約解釈を規律する規則は、条約法に関するウィーン

条約（以下「条約法条約」とする。）31条から33条で法典化されており、本件裁判において適用のある法の一部を形成する。

129. 条約の解釈に関する一般規則は、条約法条約31条に含まれている。この規定は、次のように定める。

「第31条（解釈に関する一般的な規則）

1. 条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。
2. 条約の解釈上、文脈というときは、条約文（前文及び附属書を含む。）のほかに、次のものを含める。
 - (a) 条約の締結に関連してすべての当事国の間でされた条約の関係合意
 - (b) 条約の締結に関連して当事国の1又は2以上が作成した文書であってこれらの当事国以外の当事国が条約の関係文書として認めたもの
3. 文脈とともに、次のものを考慮する。
 - (a) 条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意
 - (b) 条約の適用につき後に生じた慣行であって、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの
 - (c) 当事国の間の関係において適用される国際法の関連規則（relevant rules of international law）
4. 用語は、当事国がこれに特別の意味を与えることを意図していたと認められる場合には、当該特別の意味を有する。」

130. 本件裁判の参加国等の多くは、海洋法条約の開放的性格とその憲法的かつ枠組的性質を強調した。当裁判所の見解では、海洋法条約と外部規則の間の調整と調和は、海洋法条約諸規定を明確にしその意味を知らせる（inform）ために及び海洋法条約が生きている文書として資することを確保するために、重要である。海洋法条約第12部「海洋環境の保護及び保全」の規定と外部規則の関係は、本件裁判において具体的な関連性を有する。

131. これに関して、当裁判所は、海洋法条約第12部の規定と外部規則の関係が形成されているメカニズムを、指摘したい。そのメカニズムは、第一に、

海洋法条約は外部規則を引照するいくつかの規定（引照規則（rules of reference）と言われる。）を含んでいる。これら引照規則は、異なる文言を用い、異なる射程と法効果の両方を有している。

132. 第二に、237条は、第12部と海洋環境の保護及び保全に関する他の諸条約との関係を、明らかにしている。237条は次のように規定する。

「第237条 海洋環境の保護及び保全に関する他の条約に基づく義務

1 この部の規定は、海洋環境の保護及び保全に関して既に締結された特別の条約及び協定に基づき国が負う特定の義務に影響を与えるものではなく、また、この条約に定める一般原則を促進するために締結される協定の適用を妨げるものではない。

2 海洋環境の保護及び保全に関し特別の条約に基づき国が負う特定の義務は、この条約の一般原則及び一般的な目的に適合するように（in a manner consistent with）履行すべきである。」

133. 237条は、適用のある複数の規則の間の相互適合性（consistency）と相互補完性（supportiveness）の必要を、反映している。一方で、海洋法条約第12部は、この分野で既に締結された特別の条約及び協定に基づく国の特定の義務に影響を与えるものではなく、また、海洋法条約の一般原則を促進するために締結される協定の適用を妨げるものではない。そして他方で、この特定の義務は、海洋法条約の一般原則及び一般的な目的に適合するように履行すべきである。

134. 海洋法条約の第12部と237条に含まれている引照規則は、第12部が他の条約レジームに開放されていることを、示している。

135. 第三に、条約法条約31条3項(c)は、文脈とともに、当事国の間の関係において適用される国際法の関連規則を考慮すべきことを、求めている。この解釈方法は、ICJが述べるように、条約は単独で作用するのではなく、「解釈の時に一般的である法体系全体の枠内で解釈され適用される」（安全保障理事会決議276（1970年）にも関わらず南アフリカがナミビア（南西アフリカ）に居座り続ける状態についての法的帰結事件、勧告的意見、*I.C.J. Reports*

1971, p. 16, at p. 31, para. 53)。「国際法の関連規則」の語は、条約と慣習法の両方の関連規則を含む。

136. 当裁判所の見解では、293条に服することを前提に、海洋法条約規定と外部規則は、可能な範囲で相互に適合するように解釈されるべきである。この文脈において、国連国際法委員会（ILC）の研究部会は、2006年の国際法の断片化に関する報告書で、次のように結論づけた。「一般的に受け入れられている原則は、いくつかの規範が単一の問題に関係している場合、これらの規範は、可能な範囲で、両立可能な単一の義務群となるように解釈されるべき、とするものである」（2006年研究部会報告書、また、2021年 ILC 大気保護指針第9指針）。

137. 前述67項～82項で示したように、気候変動を扱う多くの条約レジームがあり、例えば、国連気候変動枠組条約、京都議定書、パリ協定、MARPOL 条約附属書Ⅵ、シカゴ条約附属書16、モントリオール議定書（キガリ改正を含む。）がある。当裁判所は、本件裁判において、関連のある外部規則（relevant external rules）は、特にこれらの協定において見出すことができる、と考える。

Ⅵ. 本件要請書の射程と2つの質問の関係

A. 本件要請書の射程

138. 当裁判所に提起された質問に回答するに先立ち、まずは本件要請書の射程を検討したい。

139. 当裁判所には、2つの質問が提起されている。それは次の内容である。

「国連海洋法条約の締約国が有する次の義務（条約第12部に基づく義務を含む。）の具体的な内容は何か。

- (a) 大気中への人為的な温室効果ガス排出に起因する気候変動（海洋温暖化と海面水位上昇を通じてのものを含む。）及び海洋酸性化がもたらしたまたはもたらすおそれのある有害な結果に関して、海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制する義務

(b) 気候変動の影響（海洋温暖化と海面水位上昇を含む。）及び海洋酸性化に関して、海洋環境を保護し及び保全する義務」

「国連海洋法条約の締約国が有する次の義務（条約第12部に基づく義務を含む。）の具体的な内容は何か。」の一節は、質問(a)と質問(b)の両方に適用される。前述したように、COSISが提起したこれらの質問は、勧告的意見を与えるに十分に明確かつ具体的である（前述120項を見よ）。しかし、この一節の要素の一部については、本件裁判において見解が分かれた。この一節は本件要請の射程に関して重要であるので、当裁判所はまずこれらの要素を取り上げておきたい。

140. 当裁判所に提起されたこれらの質問は、「国連海洋法条約の締約国」の具体的な義務に係る。この文言が示すように、COSISが当裁判所に意見を求めているのは、海洋法条約に基づく具体的な義務についてである。しかし、本件裁判において、一部の参加国等は、当裁判所に対し、大気中と海洋環境への人為的な温室効果ガスを抑止するための、国際法に基づく締約国の義務について、指針を提供するよう求めた。特に、当裁判所は国連気候変動枠組条約とパリ協定に基づき国が負う具体的な義務を決定することができる、とする主張もあった。

141. COSIS協定2条2項は、COSISに対し、「1982年の国連海洋法条約の適用範囲におけるすべての法律問題について、……ITLOS規程第21条及びITLOS規則第138条の定めるところに従い」、当裁判所に勧告的意見を要請する権限を与えている（下線部の強調（原文はイタリック体）は当裁判所による）。COSIS自身は、両質問は海洋法条約に基づく締約国の義務に関するもの、としている。特に、COSISは、本件裁判での最終の口頭陳述で、当裁判所に対し、「海洋環境に対する気候変動の影響に関して、UNCLOSに基づき締約国が有する現在の法的義務は何かを、明確にかつ客観的に述べる」ことを、求めた（下線部の強調（原文はイタリック体）は当裁判所による）。

142. 当裁判所は、海洋法条約に基づく締約国の具体的な義務について勧告的意見を与えるよう要請されている、と結論づける。これらの義務を同定しそ

の内容を明確にするために、当裁判所は、海洋法条約を解釈しなければならない、またその際には適当な場合には外部規則を考慮しなければならない。

143. 当裁判所に提起された質問は、国連海洋法条約の締約国が有する具体的な義務（「条約第12部に基づく義務を含む。」）、に言及している。参加国等の多くは、その口頭陳述において第12部の義務に焦点を当てて論じた。しかし、参加国等の一部は、これらの質問は条約第12部の義務に限定されないとして、条約の他の部に基づく義務についても取り上げた。

144. 当裁判所の見解では、通常の解釈問題として、上記の一節の「含む。」の語は、当裁判所に対し第12部と共に条約の他の関連規定に基づく締約国の具体的な義務について指針を提供するよう要請していることを、示している。

145. 次に、責任と賠償責任（responsibility and liability）の問題が本件要請の射程内であるかどうかについて、検討する。本件裁判の参加国等の一部は、責任と賠償責任の問題が関係している、と主張した。その理由は特に、本件要請は、義務が一次的義務か二次的義務か性格づけすることなく義務に言及しているため、である。その逆に、本件要請は一次的義務のみに関係しており、責任と賠償責任の問題は関係していない、あるいは、裁判所に対し義務違反により生じる法的帰結を検討するよう求めている、という主張もあった。例えば、COSIS は、海洋環境に及ぼす気候変動の影響に関する締約国の法的義務が何かを述べるよう裁判所に求めているのであって、いずれの作為または不作為が差別的救済あるいは賠償金の対象となるかを聞いているのではない、と説明した。

146. COSIS は、当裁判所に対し、海洋法条約に基づく具体的な「義務」を同定するよう求めている。「責任」と「賠償責任」の語は、本件要請書には見られない。また、COSIS 協定1条3項は、義務と義務違反についての責任とを明らかに区別している（前述97項を見よ）。この規定を踏まえて本件要請を考察すると、もし COSIS が当裁判所に対し責任と賠償責任の問題を扱う意図を有していたのなら、COSIS は、本件要請書を明らかにそのように作成したはずである。

147. これに関していうと、本件要請書は、過去に当裁判所の海底紛争裁判部と大法廷が扱った勧告的意見の要請と、大きく異なっている。すなわち、海底紛争裁判部に付託された要請が明示的に求めたことは、深海底における活動の保証に関する締約国の責任と義務についてだけではなく、特に、締約国が保証する者が海洋法条約及び海洋法条約第11部実施協定の規定に従わなかったことについての当該国の責任（liability）の範囲について、でもあった（深海底における活動に関する国の責任と義務、勧告的意見、2011年2月1日、*ITLOS Reports 2011*, p. 10, at p. 15, para. 1）。また、SRFC が当裁判所に提出した勧告的意見の要請が明示的に求めたことは、旗国の義務についてだけでなく、特に、自国を旗国とする船舶が行う不法・無報告・無規制漁業活動について、旗国はどの程度責任を負うとされるのか、でもあった（西アフリカ地域漁業委員会事件勧告的意見、2015年4月2日、*ITLOS Reports 2015*, p. 4, at p. 8, para. 2）。

148. これら過去2件の勧告的意見では、国際法上の一次的義務と二次的義務は区別されていた（深海底における活動に関する国の責任と義務、勧告的意見、2011年2月1日、*ITLOS Reports 2011*, p. 10, at pp. 30-31, paras. 64-71；西アフリカ地域漁業委員会事件勧告的意見、2015年4月2日、*ITLOS Reports 2015*, p. 4, at p. 44, para. 145）。以上より、当裁判所は、本件事件では一次的義務のみを扱うこととする。ただし、一次的義務の射程と性質を明確にするために必要な範囲で、責任と賠償責任に言及する可能性はある。

149. 次に、本件要請の射程に関する別の問題を扱うこととする。参加国等の一部は、本件要請における海面水位上昇に言及して、当裁判所に対し海面水位上昇と既存の海洋請求ないし海洋権原（maritime claims or entitlements）との関係の問題を扱うよう求めた。他方で、別の参加国等は、この問題の重要性を認識しつつも本件裁判は環境問題のみに焦点を当てるべきとする見解を示した。特に、COSIS は、海面水位上昇が海域、海洋権原及び境界線に与える帰結に関する問題については本件事件において裁判所に付託していない、と説明した。

150. 本件要請は、両方の質問において海面水位上昇に言及している。COSIS 協定の前文は、特に、この協定の締約国は、海域（海洋法条約に基づき設定され国連事務総長に通告されたもの）とその海域から生じる権利と権原は、「気候変動に関わる海面水位上昇に関係する物理的变化の有無に関わらず、縮減されることなく引き続き適用されなくてはならない」、と記している。しかしながら、本件要請も本件要請を承認した COSIS 決定も、COSIS 協定のこの規定に言及しておらず、また海洋法条約に基づき設定された基点、基線、請求、権利、権原にもまた海洋境界線にも言及しておらず、更には「気候変動に関わる海面水位上昇に関係する物理的变化」の文脈においてこれらに対応する義務についても、言及していない。本件要請が海面水位上昇について述べたのは、当裁判所が海洋環境の保護及び保全に関する具体的な義務を検討すべきとする文脈の一部を構成するものとしてであって、これが本件要請の中核部分である。もし COSIS が、海洋法条約に基づき設定された基点、基線、請求、権利、権原にあるいは海洋境界線についての海面水位上昇の帰結について並びにこれらに対応する義務について意見を求めるつもりであるのなら、COSIS は、本件要請書を明らかにそのように作成したはずである。

B. 2つの質問の関係

151. 本件要請書の2つの質問を検討するに先立ち、両質問の関係を扱うこととする。本件裁判の参加国等の一部は、第二の質問に示された海洋環境を保護し及び保全する義務は、第一の質問に示された海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制する義務よりも包括的である、したがって第二の質問は第一の質問よりも広い、とする見解を示した。そのため、当裁判所は質問(a)よりも質問(b)を先に扱うよう提案する参加国等もあった。

152. 当裁判所は、第二の質問で扱う義務は第一の質問で扱う義務よりも射程が広い、と考える。海洋環境を保護し及び保全する義務は、海洋汚染を防止し、軽減し及び規制する義務を、含んでいる。また、前者の義務は、すべての

負の影響からの海洋環境の保護に及ぶ。チャゴス海洋保護区事件において仲裁裁判所が述べたように、「汚染の規制は、海洋保護の重要な側面であることは間違いないが、唯一の側面ではない」（チャゴス海洋保護区仲裁、2015年3月18日仲裁判断、*RIAA, Vol. 31*, p. 359, at pp. 499-500; また、西アフリカ地域漁業委員会事件勧告的意見、2015年4月2日、*ITLOS Reports 2015*, p. 4, at p. 37, para. 120；みなみまぐろ事件（ニュージーランド対日本、オーストラリア対日本）、暫定措置、1999年8月27日命令、*ITLOS Reports 1999*, p. 280, at p. 295, para. 70；南シナ海仲裁、2016年7月12日仲裁判断、*RIAA, Vol. 33*, p. 153, at pp. 521-522, para. 945を見よ）。つまりは、海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制する義務を履行しても、必ずしも海洋環境を保護し及び保全する義務を履行したことにはならない。当裁判所に提起された質問に記された2つの義務のこういった関係を考慮すると、明らかに、第二の質問の方が第一の質問よりも包括的である。当裁判所は、本件要請書で提起された質問の順に従うこととし、第二の質問への回答では第一の質問で記されなかった義務を扱うことにする。

VII. 質問 (a) について

153. これから、COSIS が提起した第一の質問を取り上げる。その質問は、次のものである。

「国連海洋法条約の締約国が有する次の義務（条約第12部に基づく義務を含む。）の具体的な内容は何か。

- (a) 大気中への人為的な温室効果ガス排出に起因する気候変動（海洋温暖化と海面水位上昇を通じてのものを含む。）及び海洋酸性化がもたらしたまたはもたらすおそれのある有害な結果に関して、海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制する義務」

A. 文言と表現の整理

154. COSIS が当裁判所に提起した第一の質問は、大気中への人為的な温室効果ガス排出に起因する気候変動及び海洋酸性化がもたらしたまたはもたらすおそれのある有害な結果に関して、海洋法条約締約国が海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制する具体的な義務に、関係する。この質問に回答するに先立ち、この質問の精確な意味を判断するために、この質問に記された一定の語と表現を整理したい。

155. まず、この質問は、当裁判所に対し、「国連海洋法条約の締約国」の具体的な義務を同定するよう求めている。「締約国」の語は、海洋法条約1条2項の(1)(2)に従い、海洋法条約の締約国となっている国及び国際組織を指す。現在、168ヵ国と1の国際組織が、海洋法条約の締約国である。

156. 次に整理すべき点は、海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制する「具体的な義務 (specific obligations)」の意味である。この「具体的な義務」の語は、一般的な義務と対比すると、具体的あるいは特定された義務を指すことになる。また、気候変動及び海洋酸性化から生じる有害な結果との関連で海洋環境の汚染に特化した義務を意味することであろう。当裁判所は、この質問に回答するに当たり、「具体的な」の語の持つ両方の側面に留意することとする。

157. 「気候変動」、「温室効果ガス排出」及び「海洋酸性化」の語は、海洋法条約には見られない。当裁判所は、これらの語は、気候変動に関する法的文書あるいはIPCC 報告書などの権威ある科学的作業において定義されているものとして質問(a)で用いられていることを、理解している。当裁判所は、質問(a)に回答するに当たりこれらの定義と用法を受け入れており、これらについては前述52項、54項、60項及び68項で説明した。

158. 質問(a)は、人為的な温室効果ガス排出に起因する気候変動及び海洋酸性化がもたらしたまたはもたらすおそれのある有害な結果に「関して (in relation to)」、海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制する海洋法条約上の具体的な義務を、指し示している。この質問は、これらの義務は当然に気候変

動及び海洋酸性化に適用されるという前提で、定式化されている。しかし、当裁判所の見るところ、この前提の妥当性は推定されえず、検討する必要がある。したがって、当裁判所は、まず、海洋法条約上の義務が気候変動及び海洋酸性化に適用されるのかどうかを扱うこととする。適用されるのであるなら、次に、どのようにしてこれらの義務が人為的な温室効果ガス排出に起因する有害な結果に関して解釈され適用されるのかを、検討する。

B. 人為的な温室効果ガス排出が海洋法条約における海洋汚染の定義に該当するかどうか

159. 質問(a)に回答するに当たって扱うべき最初の論点は、大気中への人為的な温室効果ガスが海洋法条約1条1項(4)の「海洋環境の汚染」の定義に該当するかどうかである。

160. 本件裁判の参加国等のほとんどは、人為的な温室効果ガス排出は海洋法条約1条1項(4)の「海洋環境の汚染」の定義を満たすことを、認めた。他方で、参加国等の一部は、温室効果ガス排出は「海洋環境の汚染」とみなすべきでなく、「海洋環境の汚染」の範囲内にこれを含めることは裁判所が立法機能行使するに等しいことになる、と主張した。

161. 海洋法条約1条1項(4)は、次の規定である。

「この条約の適用上、……『海洋環境の汚染』とは、人間による海洋環境（三角江を含む。）への物質又はエネルギーの直接的又は間接的な導入であって、生物資源及び海洋生物に対する害、人の健康に対する危険、海洋活動（漁獲及びその他の適法な海洋の利用を含む。）に対する障害、海水の水質を利用に適さなくすること並びに快適性の減殺のような有害な結果（deleterious effects）をもたらし又はもたらすおそれのあるものをいう。」

この定義は、海洋環境の汚染物質または汚染の形態の一覧を、提供していない。この規定は、そのような汚染を構成する要素の3つの判断規準を定めている。すなわち、(1) 物質またはエネルギーが存在すること、(2) この物質またはエネ

ルギーが、人間により海洋環境に直接的にまたは間接的に導入されること、及び、(3) この導入が、有害な結果をもたらしたまたはもたらすおそれのあるものであること、である。この定義は一般的のものであって、つまりこれらの規準を満たすものすべてを包含する。

162. 次に、人為的な温室効果ガスが上述の規準を満たすかどうかを検討する。

163. 「物質 (substance)」と「エネルギー (energy)」の語の意味は広い。当裁判所の見解では、本件事件の文脈では、「物質」の語は、均一的特性 (uniform properties) を有する一定の種類 of 物 (matter) または特定の化学組成 (chemical composition) を有するある種の物を指す。「エネルギー」の語については、当裁判所は、エネルギーの形態の1つは熱エネルギーあるいは熱であることに、留意する。また、ILC は、2021年の大気保護指針案の注釈で、「大気汚染」の定義について一特に「エネルギーの導入」について一、エネルギーへのこの言及は熱を含むと理解される、と説明している (ILC 大気保護指針案第1指針 (b) の注釈²²⁾)。

164. 「ガス」の語は、本件事件の文脈では、空気 (air) のような形態での物質を指し、個体でも液体でもないものをいう。「ガス」の語の通常の意味からも気候変動枠組条約と IPCC の「温室効果ガス」の語の定義（前述54項と68項を見よ）からも、これが物質であることは明らかである。したがって、「海洋環境の汚染」についての海洋法条約の定義における第一の規準は、満たされている。

165. 次に第二の規準である。第一の質問が関係するのは、海洋環境の汚染の文脈においては、温室効果ガスそれ自体ではなく、その「人為的な排出」である。気候変動枠組条約における「排出」の語の定義（前述68項を見よ）と IPCC による「人為的 (anthropogenic)」及び「人為的排出 (anthropogenic emissions)」の語の定義（前述54項を見よ。）に照らすと、人為的な温室効果ガス排出は、海洋法条約1条1項 (4) の意味における「人間による (by man)」

22) 訳者注：注釈 (10) (*Report of the International Law Commission Seventy-second session* (A/76/10), p. 23)。

ものであることは明らかである。

166. 「海洋環境 (marine environment)」の語は、海洋法条約の多くの規定に見られる。しかし、海洋法条約はその定義を与えていない。「海洋 (marine)」の語の意味は、海 (the sea) に属する、海に存在する若しくは海で見出されるもの、または海が作るもの、あるいは、海に接する海辺 (sea-side) に属するもの若しくは海辺に所在するもの、である。「環境」の語が示すのは、場所または物 (thing) の周辺にある場所、あるいは、周囲の状況ないし物理的な文脈・状況であって、生物が生息し、成長しまたは物が所在する場所、あるいは、生命に、存在に、若しくは生物または物体 (object) の特性に影響を及ぼす外的状況一般、である。ICJ は、環境は、「生活の場所、生活の質及び人間の健康そのもの（まだ生まれていない世代を含む。）を表す」ものであることを、認めている（核兵器使用合法性事件、勧告的意見、*I.C.J. Reports 1996*, p. 226, at p. 241, para. 29）。以上から、海洋法条約1条1項(4)の「海洋環境」の語は、空間的要素と物的要素の両方を併せ持つもの、と考えることができよう。この理解は、特に、海洋法条約においてこの語が用いられる文脈からも、趣旨及び目的に照らしても、この語の解釈に関する海洋法条約締約国の関連のある後からの実行からも、そして、これに対応する国際判例からも、支持される。

167. 海洋法条約前文4項によると、この条約の主な目的の1つは、海洋環境の保護及び保全を促進するような海洋の法的秩序を確立すること、である。この前文では、海洋環境は、一般的な意味のものとして言及されている。当裁判所は、第12部のほとんどの規定、特に192条と194条は「海洋環境」の語を一般的な意味で用いており、これに関係する海域を特定していない。

168. 海洋法条約1条1項(4)は、「海洋環境（三角江を含む。）」に言及している。145条(a)と211条1項は、「海洋環境（沿岸を含む。）」に言及している。このことから分かるように、海洋法条約における海洋環境は、条約が設ける海域とは別の一定の場所を含んでいる。

169. 海洋法条約194条5項に基づき、第12部の規定（つまり海洋環境の保護及び保全）によりとる措置には、「希少又はぜい弱な生態系及び減少しており、

脅威にさらされており又は絶滅のおそれのある種その他の海洋生物の生息地を保護し及び保全するために必要な措置を含める」。「生態系」の語は条約で定義されていないが、生物多様性条約（1992年6月5日採択、1993年12月29日発効）の2条は、生態系を、「植物、動物及び微生物の群集とこれらを取り巻く非生物的環境とが相互に作用して1の機能的な単位を成す動的な複合体をいう。」、と定義した。IPCC は、生態系を、「生物、生物の非生物的環境並びに両者内での作用及び両者間での作用から成る機能的な単位」として、定義する（2019年海洋・雪氷圏報告書附属書 I 用語集 p. 684）。これに関して、みなみまぐろ事件暫定措置命令と SRFC 勧告的意見において、当裁判所は、海洋生物資源と海洋生物は海洋環境の一部であると判示した（みなみまぐろ事件（ニュージーランド対日本、オーストラリア対日本）、暫定措置、1999年8月27日命令、*ITLOS Reports 1999*, p. 280, at p. 295, para. 70；西アフリカ地域漁業委員会事件勧告的意見、2015年4月2日、*ITLOS Reports 2015*, p. 4, at p. 61, para. 216；また、モーリシャスとイギリスの間のチャゴス海洋保護区に関する仲裁、2015年3月18日仲裁判断、*RIAA*, Vol. 31, p. 359, at p. 580, para. 538を見よ）。

170. 「海洋環境」の語は、国際海底機構が作成した深海底における鉱物資源の概要調査及び探査に関する鉱業規則（regulations）で、定義されている。これらの鉱業規則はすべて、「海洋環境」の語について同一の定義を設けている。これは次の内容である。

「(海洋環境は、) 物理的、化学的、地理学的及び生物学的構成要素、状況及び要因であって、海洋生態系、海水及びその上の空域並びに海底、海床及びその下の部分の生産性、状態、状況及び質を相互に関係づけ及び決定するもの、を含む。」

(深海底における多金属性の硫化物の概要調査及び探査に関する規則1条3項(c)；深海底におけるコバルトリッチ鉄-マンガンクラストの概要調査及び探査に関する規則1条3項(d)；深海底における多金属性の団塊の概要調査及び探査に関する規則1条3項(c))

この海洋環境の定義は、空間的要素と物的要素を有している。当裁判所は、「海

洋環境」の語を整理するに当たり、この点に関わる海洋法条約締約国及び国際海底機構の実行を示すものとして、これらの鉱業規則を考慮することとする。

171. また、当裁判所は、「海洋環境」の語の意味を取り上げた本件裁判の参加国等は、この語を広く理解すべきとする考えを示したことに、留意する。

172. 「導入 (introduction)」の語の通常の意味は、本件事件の文脈に関連する範囲では、導入する、持ち込むあるいは挿入するという行動である。ここでの文脈に関連する「直接的」の語の通常の意味は、媒体あるいは媒介の介入がないことを指す。つまり、直接の過程ないし方法によることをいう。ここでの文脈に関連する「間接的」の語の通常の意味は、間接的な行動あるいは、間接的な手段、関係、媒介、ないし仲介を通じて、あるいは人または物の介入によることをいう。これら「直接」及び「間接」の通常の意味を考慮すると、海洋環境への人為的な温室効果ガスの導入は、直ちに行われることもあるし、直接の方法のこともあるし、あるいはゆっくりと行われることもある。科学が示すところによると（前述60項を見よ）、人間活動から生じる二酸化炭素は、その溶解度と化学反応性のため温室効果ガスの総排出量に占める割合と増加量とともに最大であるが（2023年統合報告書 p. 4）、そのような二酸化炭素は、他の排出ガスよりも遥かに効果的に海洋により吸収される。二酸化炭素は、その後、海水に溶け深海へと混ざっていく（例えば、2001年科学的根拠報告書 pp. 187, 197-199を見よ）。こうして、物質である温室効果ガスは、人間により海洋環境に直接に導入されるのである。また、科学によると（前述54項を見よ）、温室効果ガスは熱を大気と海洋に閉じ込めた後、その熱を貯留する。このようにして、また熱がエネルギーの1形態であることを踏まえると、人間は、人為的な温室効果ガス排出を通じて、海洋環境にエネルギーを間接的に導入しているのである。

173. 以上に照らして、当裁判所は、人為的な温室効果ガス排出は「海洋環境の汚染」の定義の第二の規準を満たす、と結論づける。

174. 海洋汚染の定義に該当するためには、物質またはエネルギーの導入が、「生物資源及び海洋生物に対する害、人の健康に対する危険、海洋活動（漁獲及び

その他の適法な海洋の利用を含む。) に対する障害、海水の水質を利用に適さなくすること並びに快適性の減殺のような有害な結果」をもたらしたはもたらすおそれのあるものでなくてはならない。海洋法条約1条1項(4)が定めるこの「有害な結果」は、「のような (such...as)」の語が示すように網羅的なものではなく、海洋環境に対するものに限定されない。このことは、例に挙げられているように、人の健康、海洋活動あるいは快適性への結果に言及があることから、明らかである。この定義は、また、有害な結果が現実が生じているもの（「もたらす」）と潜在的なもの（「もたらすおそれ」）を示している。更に、この定義は、有害な結果をもたらす「おそれ (likelihood)」が何なのかを明らかにしておらず、また、有害な結果とみなされうる「害 (harm)」がどの程度のものなのかも示していない。

175. 大気中の温室効果ガスの蓄積による海洋環境への余剰熱（エネルギー）の導入が、海洋温暖化をもたらしている。海洋温暖化はそれ自体が気候変動の構成要素であり、IPCCが確信度が高いとした認定によると、海洋温暖化は「気候系における加熱 (heating) の91%を占める」（2021年第1作業部会報告書 p. 11）。人為的な温室効果ガス排出は、このようにして気候変動（海洋温暖化と海面水位上昇を含む。）を引き起こしている。海洋環境への人為的な温室効果ガス排出は、また、海洋酸性化も引き起こしている（前述60項を見よ）。そして、気候変動（海洋温暖化と海面水位上昇を含む。）は、他の気候要因と非気候要因とが合わさって、海洋環境への複合的な有害な影響とそれ以上のものを作り出している。これら気候変動及び海洋酸性化の結果は、科学が観測し説明しており、また広く諸国も認識している（前述51項と61項を見よ）。特に、気候変動の悪影響は、国際的な気候条約が認めている。

176. 気候変動枠組条約は、人間活動が大気中の温室効果ガスの濃度を著しく増加させてきていること、このことが地表及び地球の大気を全体として追加的に温暖化することとなり自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすおそれがあること、そして、気候変動が悪影響を有すること、をすでに認識している（気候変動枠組条約前文1項及び2項）。京都議定書とパリ協定も、このことを認め

ている。

177. 気候変動枠組条約は、気候変動の悪影響を次のように定義している。

「『気候変動の悪影響（adverse effects）』とは、気候変動に起因する自然環境又は生物相の変化であって、自然の及び管理された生態系の構成、回復力若しくは生産力、社会及び経済の機能又は人の健康及び福祉に対し著しく有害な影響（deleterious effects）²³⁾を及ぼすものをいう。」

（気候変動枠組条約1条1項）

178. 気候変動及び海洋酸性化の悪影響は、海洋法条約1条1項(4)の定める有害な結果（deleterious effects）に関する規準を満たしている。こうして、海洋環境への二酸化炭素と熱（エネルギー）の導入を通じて、人為的な温室効果ガス排出は、気候変動及び海洋酸性化を引き起こしており、このことが、海洋環境の汚染の定義で示された有害な結果をもたらしているのである。

179. 以上より、当裁判所は、大気中への人為的な温室効果ガス排出は海洋法条約1条1項(4)の意味における海洋環境の汚染を構成する、と結論づける。

C. 海洋法条約第12部と海洋汚染

180. 大気中への人為的な温室効果ガス排出は海洋法条約1条1項(4)の意味における「海洋環境の汚染」を構成すると認定したので、次に、この汚染を防止し、軽減し及び規制すべき海洋法条約締約国の具体的な義務に目を向ける。

181. これに関して、まず最初に、質問(a)に対する回答に関連のある海洋法条約規定を同定する。次に、この質問に回答するに必要な範囲でこれらの規定

23) 訳者注：“deleterious effects”の語は、海洋法条約1条1項(4)では「有害な結果」と訳されているのに対し、気候変動枠組条約1条1項では「有害な影響」と訳され、それぞれの公定訳が異なっている。また、“adverse effects”は、気候変動枠組条約1条1項は「悪影響」であり、海洋法条約では環境の文脈ではないが同じく「悪影響」と訳されている（150条(h)、151条10項ほか）。ここでは、“deleterious effects”の語は、海洋法条約1条1項(4)の文脈では「有害な結果」と訳し、気候変動の文脈では「有害な影響」と訳したが、原語は同一であることに留意してもらいたい。

を解釈して、海洋環境の汚染を引き起こす人為的な温室効果ガス排出に関連してこれらの規定がどのように適用されるかを検討する。そして、気候変動及び海洋酸性化から生じる海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制すべき締約国の具体的義務を述べて、結論を示すこととする。

182. 質問(a)への回答に関連する海洋法条約規定は、海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制する義務を扱う規定である。これらの規定のほとんどは、条約第12部において見いだされる。これらの規定を同定し分析するに先立ち、条約第12部に定められる海洋環境の保護及び保全のための制度（特に海洋汚染のレジーム）を概観することが適当である。

183. 海洋法条約前文4項が述べるように、海洋環境の保護及び保全は同条約が達成すべき目標の1つである。そのため、同条約は、特に第12部で、国が海洋環境を保護し及び保全するに当たり方針と指針を提供する基本原則を定めており、これに関する様々な義務を国に課している。

184. 海洋法条約第12部の最初の条文である192条は、「いずれの国も、海洋環境を保護し及び保全する義務を有する。」、と規定する。192条は法的義務を国に課しているが、この規定は、同時に、この条約に基づく海洋環境の保護と保全のための法秩序を基礎づける原則を、述べるものでもある。

185. 海洋法条約193条は、次のように定める。

「いずれの国も、自国の環境政策に基づき、かつ、海洋環境を保護し及び保全する義務に従い、自国の天然資源を開発する主権的権利を有する。」

186. これら2つの条文は共に、海洋環境の保護及び保全の文脈で、国際環境法の原則を反映している。この原則は、1972年6月16日に採択されたストックホルム人間環境宣言（以下「ストックホルム宣言」とする。）に起源をもつ。このストックホルム宣言の第21原則は、次のように定める。

「国は、国際連合憲章及び国際法の諸原則の定めるところに従い、自国の環境政策に基づき自国の資源を開発する主権的権利を有し、また、自国の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又は国家管轄権外区域の環境に損害を与えないよう確保する責任を有する。」

この原則は、また、1992年6月14日に採択された環境と開発に関するリオ宣言の第2原則で発展された。この規定は、自国の環境政策と「開発（developmental）」政策に基づき自国の資源を開発する（exploit）国の主権的権利に、言及している。

187. 海洋法条約193条は、自国の環境政策に基づき自国の天然資源を開発する国の主権的権利を認めているけれども、この規定は更に、国は「海洋環境を保護し及び保全する義務に従い」この権利を行使しなければならない、と規定している。このように、この条文は国の主権的権利の行使に制約を課している。このことは、この条約が海洋環境の保護及び保全に与えた重要性を、示している。

188. 海洋環境の保護及び保全に対する海洋法条約のアプローチは、第12部の上記規定以下の規定において明らかである。これらの規定は、国に対し、特に海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制する義務を課している。海洋環境を保護し及び保全する義務は海洋汚染を防止し、軽減し及び規制する義務よりも適用範囲がずっと広いけれども、後者の義務は、この条約に基づく前者の義務の主要素を構成する。

189. 海洋法条約第12部の多くの規定は、直接にあるいは間接に、海洋環境の汚染の防止、軽減及び規制に関係している。これらの規定は、海洋汚染規制レジーム（regime for regulating marine pollution）ともいえるような構造を有している。ここでの鍵となる規定は、条約194条である。この規定は、国に対し、特に、「あらゆる発生源」からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するためにすべての必要な措置をとるよう、義務づけている。このように、この規定は、国が遵守しなければならないすべての汚染源に共通する義務を定めている。

190. 海洋法条約194条におけるこの義務は、第12部第5節（207条から212条）の規定により補完され詳細に定められている。この節は、個別の汚染源についての国の義務を扱っている。これらの規定はいずれも、海洋汚染を規制するため、国内法令の制定と国際的な規則及び基準の作成に関係している。第12部

第6節 (213条から222条) は、国内法令を執行し並びに国際的な規則及び基準を実施すべき国の義務を、扱っている。

191. 更に、第12部には、他にも海洋汚染の防止、軽減及び規制に関連する規定がある。こういった規定には、第2節 (世界的及び地域的な協力)、第3節 (技術援助) 及び第4節 (監視及び環境評価) の規定が含まれる。

192. 本件勧告的意見との関係で、まず、海洋法条約194条における国の義務と、どのようにこの義務が人為的な温室効果ガス排出から生じる海洋汚染に関連して解釈適用されるべきかを、考察する。次に、第12部の第5節と第6節の定める個別の汚染源に関する国の義務を検討する。最後に、第12部の第2節、第3節及び第4節におけるその他の関連義務を考察することとする。

(未完)

(2024年9月10日稿)

【付記】 本稿は、科学研究費補助金基盤研究 (A) 「海洋法における国際裁判機関の役割に関する包括的研究」 (JSPS 科研費24H00132) による成果の一部である。